

第11回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時 平成20年 6 月 3 日(火) 午前10時00分から午前12時00分まで

(2) 場 所 県庁本庁舎 2 階 第一特別委員会室

(3) 出席者

ア 委 員

美馬武千代(委員長) 安齋勇雄(委員長職務代理者) 岩淵敬 小川静子 北川圭子

杉山元治 田崎由子 羽田則男 藤田一巳 森岡幸江

イ 県 側

総務部長 総務部政策監 土木部次長(企画技術担当) 入札監理課長 建設産業室長

入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹 農林総務課主幹 教育庁財務課主幹兼副課長

農林技術課副課長兼主任主査 警察本部会計課課長補佐

(4) 次 第

ア 開会

イ 辞令交付

ウ 事務局紹介

エ 議事

(ア) 委員長選出

(イ) 報告事項

a 平成19年度県発注工事の入札等結果について

b 建設工事等入札参加資格者名簿の策定について

c 現場代理人の常駐義務の緩和措置について

(ウ) 各委員の意見交換

(エ) その他

オ 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから第11回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。

なお、県におきましては、省エネルギーによります地球温暖化防止に寄与することを目的といたしまして、ノーネクタイなどの軽装に取り組んでおります。本日の会議につきましても、軽装での開催とさせていただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

はじめに、本日は、新たに2名の委員をお迎えいたしまして初めての委員会となりますから、新しい委員の辞令交付を行います。五十音順にお名前をお呼びいたしますので、その場で御起立をいただきますようお願いいたします。

(総務部長から各委員へ辞令を交付)

続きまして、4月1日付け人事異動に伴います新たな事務局職員を御紹介申し上げます。総務部長秋山時夫でございます。

【総務部長】

秋山でございます。いろいろと皆様方には御指導御鞭撻をいただくこととなります。どうぞよろしくをお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは議事につきまして、委員長職務代理者でございます、安齋委員をお願いいたします。

【安齋委員長職務代理者】

職務代理者の安齋です。前委員長の清水先生が3月末をもちまして辞任いたしましたので、次の委員長を決めるまで、暫時私が議事を務めさせていただきます。

福島県入札制度等監視委員会規則の第4条にこうあります。「委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。」となっておりますので、皆さんの中から委員長を選出したいと思っておりますけれども、どなたか御推薦その他ございますでしょうか。

【羽田委員】

それでは、私の方から御推薦を申し上げたいと思いますが、美馬武千代委員を御推薦申し上げますので、お取り扱いをよろしくお願いいたします。

【安齋委員長職務代理者】

ほかにはございませんか。

(特になし)

皆さんよろしいですか。

(異議なしの声)

全員異議がないようですので、委員長に美馬武千代委員をお願いしたいと思います。

私はこれで議長を終わらせていただきます。

【入札監理課主幹兼副課長】

どうもありがとうございました。

それでは、美馬委員長、委員長席の方に御移動をお願いします。

(美馬委員長、委員長席へ移動)

それでは、議事につきまして、美馬委員長よろしくをお願いします。

【美馬委員長】

今、御指名いただきました美馬でございます。せん越ではございますが、委員長を務めさせていただきますしたいと思います。

私の専門は国際会計という分野でございますが、必ずしも入札制度のプロではありませんけれども、ほかのところで委員長とか座長を2回ほど務めてまいりましたので、できればその経験を活かしていきたいと考えております。

あと、この委員会は、新参者でございますので、今までの審議結果を十分に尊重して、入札制度、あるいはこの委員会の趣旨、これを十分勉強していきたいと考えております。

議事の運営に当たりましては、皆さんの意見を良く聞いて、円滑な運営に努めて、そして結果としては、福島県民にとって最善の審議結果が得られるように努力していきたいと考えております。

至らないこともたくさんあるかとは思いますが、どうぞよろしくお願いします。

それでは、まず議事の進め方について協議したいと思います。本日の事項は委員長選出ということのほか、報告事項として3件ございます。これらについては、公開で行うことにしたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、異議がないものと認めまして、そのようにいたします。

まず初めに、報告事項のAであります「平成19年度県発注工事の入札等結果について」、事務局の方から報告をお願いします。

【入札監理課長】

(資料1、1-1により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。

「平成19年度県発注工事の入札等結果について」を御報告いただきました。

御質問等ございましたらお願いしたいと思います。

口火を切る上で質問したいんですが、一般競争入札と条件付一般競争入札を比べた時に、ほとんど落札率は変わらないんですか。それとも条件付の方がかえって低いという結果だったように思うんですけど、そこら辺の原因はどこにあるんですか。

【入札監理課長】

19年度におきましては、一般競争入札はありませんでした。資料1の1ページの下のところですが、条件付一般競争入札と指名競争入札と随意契約、この3つだけだったということでございます。

【美馬委員長】

総合評価方式も条件付一般競争入札とほとんど落札率は変わらなかったということになりますか。

【入札監理課長】

資料1-1の1ページの一番上の「落札率」のところで、条件付一般競争入札が年間平均82.33%に対しまして、総合評価方式、もちろんこれは条件付一般競争入札について総合評価方式でやったものでございますが、それが81.91%ということで、ほぼそんなに差がないという結果になっております。

【美馬委員長】

どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【小川委員】

(「小川委員提出資料」配付)

私の方で資料を作ってきたんですけども、以前に開催した監視委員会で配られた資料を基に作りましたので、その中で今お手元にお配りした資料の1ページ、2ページ目は、農林水産と土木部、ここが条件付一般競争入札が多かったものですから、その中から整理したものなんですけれど、今御説明いただきましたのは、最後のページのところに1者参加ということだったんですが、参加者数が1者とか2者、3者、それから4者から5者とか、細かく分けて整理してみました。これを見ますと、3者以下というのがかなり数が多いんです。下半期の方に入っていくと、どうしても少数参加の案件が多くなってしまおうというのが、この表でわかっていたかと思ひまして作りました。詳細な資料が12月分までしかなかったものですから、12月分までですと、63%のものが5者以下しか参加していないことになります。その次のページが工事の種類ごとに分けてみたものです。3者以下参加のもので4月から12月までのものを分けますと、やっぱり土木とか舗装、その辺は参加者数がどうしても少ないというのがわかります。どうしても下半期の方にやはり少なくなっている。それから逆に10者以上で多いというのは、先ほど報告ありましたが、法面処理工事はどうしても落札率が低いこともありまして、参加者数が多いということになっております。次のページの表がちょっと細かくて見づらいかと思うんですが、今日の資料の条件付一般競争入札の5月から3月までやった工事種別ごとの件数と金額だけを別にしたんですけども、青と黄色のところを見ていただきますと、上半期が452件に対して、下半期が965件と、どうしても下半期に工事が集中しているなというのがわかりまして、そういうことから、下半期にどうしても参加者数が減ってしまうと。そうすると本来の意味の競争がそがれてしまうんじゃないかなという懸念があります。それから、例えば、塗装工事などが結構下半期に多いんですけども、よく塗装業者さんが下半期に発注されると乾きが悪いとか、いろんな条件の悪いことが多いので、できればもうちょっと夏の暑い時期に工事をやらせてもらった方が工事が早くできるというような意見も出ておりますので、もう少し上半期にずらせばいろんな意味で良いのではないかと思ひました。その辺のところ今後の検討をお願いしたいと思います。

【美馬委員長】

ありがとうございました。

小川委員にまとめていただきましたが、1つは下半期に集中しない方が業者にとっても良いんじゃないか。もう1つは、やはり参加人数の多いところが落札率は下がってきているという結果が見られるということです。落札率が低ければいいという感じでもないかもしれませんが、たくさん的人数の中で公平に競争するということが大事だとすれば、年間を通して平均的に工事入札件数が出てくる。そして、たくさん参加で公正に競争できればいいというような意見だったかと思ひます。御検討いただきたい。

【入札監理課長】

今、小川委員から資料の説明をいただいたわけなんですけど、小川委員の資料は、条件付一般競争入札だけのものでもございまして、そのほかに昨年4月から9月までは250万円超3000万円未満までは指名競争入札がありますので、その分があるということでもございます。あと、それほど影響はありませんけれども、契約をした日で載っているということでもございます。

【美馬委員長】

前半については入札の参加人数も多いという指摘もあったかと思うんですが、後半になると参加人数も減ってくると。減ってくれば、やはり落札率が上がってくるんじゃないかということについてはいかがですか。

【入札監理課長】

参加者数が後半減ってきて落札率が上がっているかというところでもない。資料1の2ページの「7月別」に参加者数と平均落札率がここに載っておりますので、ここを見ていただければわかるかと思います。

【美馬委員長】

小川先生からいただいた資料の1ページを見ると、参加人数に応じて落札率は下がってきているというデータが読み取れる。そして、年度後半については、件数も多くなっているという読み取ったんですがそこはどうですか。

【入札監理課長】

確かに月別でなくて、小川委員の資料によりますと、参加者の数ごとの落札率を見ますとそういうことが言えると思います。

【美馬委員長】

そういうものも含めて今後御検討いただきたいと思います。

それ以外に御質問、御意見ございますか。

【杉山委員】

ちょっと教えていただきたいんですけど、資料1の1ページの部局別で企画調整部の方が部別で複数方部と出ているんですけど、それが1件で1者でやって落札率が99.41%という、その辺のことを教えていただけますか。

【美馬委員長】

企画調整部の案件については、1件で落札率も非常に高い。参加者も1人であると。

【入札監理課長】

これはネットワーク構築関係のもので、随意契約でございます。

【杉山委員】

4ページのランク別のところにもあるんですけど、電気設備のBランクで1件、6,195,000円で、95.53%というのもそうですか。

【美馬委員長】

4ページの電気設備のBの案件はどういう案件だったんですかということですが。

【入札監理課長】

確認させてください。

【美馬委員長】

はい。

それでは、ちょっとお待ちください。

【杉山委員】

結構です。

【美馬委員長】

それでは、電気設備のBの案件がどういう案件だったのか、お調べいただきたいと思いますが。

ほかに御質問ございますか。

【安齋委員】

2、3質問します。

1ページにもあるんですけど、平均では7.94%下がってます。別に落札率が上がった下がったというのを問題にするのはこの委員会ではありませんが、平均的には7.94%下がっているんですが、工種別に見ると鋼橋上部工事では逆に5.03%上がっていると。それから消雪工事も上がっている、それから機械設備と通信設備も上がっていると。これは何なんでしょう。揺戻しと考えていいんでしょうか。その辺をお聞かせいただきたいのと、それから2つ目、7ページ目なんですけど、この資料は入札ベースですよ。契約ベースではなくて。

【入札監理課長】

契約ベースです。

【安齋委員】

だから10月に指名競争入札があるわけね。9月に入札したけれども契約ベースだから。

【入札監理課長】

はい。

【安齋委員】

わかりました。

それから、これらの資料は工事だけですね。委託の方は作ってないんですか。問題になっている除雪の方が応札者がなくて問題になりましたけれど、委託の方も同じような資料は今後作れませんか。次回くらいまでに。

【入札監理課長】

あくまでもこれは工事だけです。

【安齋委員】

委託もできませんか。

【入札監理課主幹兼副課長】

これまでは集計を取っておりませんでした。

【安齋委員】

じゃあ、わからないね。

わかりました。

【美馬委員長】

1点目の質問事項、工種別について、平均で7.94%下がっているが、鋼橋上部工事等については上がっていると。その理由はわかりますかということです。

【入札監理課長】

まず、落札率につきましては、いろんな要因のあくまでも結果であるというのが前提でございまして、断定してこうだという理由は申し上げられないんですが、鋼橋上部工事につきましては、19年度の状況を見ますと上半期は70%台が多くて、下半期が80%台が多くなってきてますので、こちら辺は資材の値上がりしているのが、原因の1つとして影響しているのかなと見ております。そのほかのことについては、多少の増加でございまして、ここについては何とも申し上げることができません。

【美馬委員長】

全体的な流れということと、鋼橋上部工事の場合には、資材の値上がり等の影響が考えられるということです。安齋さん、よろしいですか。

【安齋委員】

はい。

【美馬委員長】

ほかに御質問ございますか。

(特になし)

よろしゅうございますか。

それでは、2番目の報告事項「建設工事等入札参加資格者名簿の策定について」ということで、御報告願います。

【入札監理課長】

(資料2により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。

参加者名簿の策定については、来年が改定になるということで、新しいルールに基づいて名簿を策定したいということのようです。客観点につきましても、建設業法施行規則が変わったことによって少しウエイト付けが変わってきたと。県内業者の主観点につきましても、新しい評価項目を入れることによって、地域貢献を重視したものにしたというような報告だったと思います。御質問がありましたらいただきたいと思います。

【杉山委員】

お尋ねします。

4ページの評価項目の中で「地域社会の要請への対応、ISO認証取得の有無」となっているんですけど、現在のところ品質、環境とも同じ評価点だと思うんですけども、品質が、今、非常に重視されている部分で、項目も品質の方がかなり選別されているわけですから、この辺は

品質にウエイトを置いた評価をしていただきたいというのが私のお願いです。

【美馬委員長】

I S O認証の内容についてですが、品質を重視することになっているのかどうかということですがいかがですか。

【入札監理課長】

現在の仕組みにつきましては、9 0 0 1 又は9 0 0 2 の認証を取得している者につきまして加点と。さらに、1 4 0 0 1 を取得している者に加点を現在の名簿ではしてございます。

【美馬委員長】

9 0 0 1、9 0 0 2、1 4 0 0 1 の内容について、それは何を対象にしているんですしたっけ。

【杉山委員】

私の方で説明しますが、9 0 0 2 というのは今ありませんで、9 0 0 1 に統一されています。ですから9 0 0 1 の品質ということで御理解いただきたい。それで1 4 0 0 1 は環境です。

【美馬委員長】

環境問題ですね。

【杉山委員】

はい。そうです。

【美馬委員長】

環境問題の対応が十分できている会社ですね。

【杉山委員】

今、県でも環境は認証を取得されているんです。

【美馬委員長】

9 0 0 1 はどういう品質を問うているんですか。

【杉山委員】

製品の品質なんです。ですから、品質を良くするためにどういうことをするかということで、非常に項目が分かれておりまして、それをベースにしたものが環境になっているんです。2 項目足されていますけれど。環境の方が数字的には出てくるんですけれど。品質の方は数字では出ない。努力目標なんです。

【美馬委員長】

企業が取組みの状況に応じてもらえると。

【杉山委員】

はい。ただ、これは国際認証規格なんで、その辺が努力しないと認証を取り消されますので。今、皆さんなかなか理解ができてないと思うんですけれども、良く理解をして、品質を重点にして、環境は数字で出ますからいいんですけれど、環境もちろん必要なんですけれど、是非品質を重点的にしていただきたいという要望です。

【美馬委員長】

はい。そういう要望が出たということをお承知おき願いたいと思います。

【杉山委員】

品質の方がかなり難しいんです。環境はいろいろ数字で制限するんですけれど、例えば省資源とか、省エネとかあるんですけれど、品質の方は努力目標とかそういうことがありますので、数字では出てきません。ただ品質が良くなるということは間違いないです。

【美馬委員長】

取ればですね。

【杉山委員】

はい。

【美馬委員長】

努力が見えるということですね。

ほかに質問ありませんか。

【森岡委員】

5 ページになりますが、地域貢献で雇用の確保ということで、「新分野進出」という項目が今回特に出てくるんですけれども、一時期福祉関係に進出したりする例はよく見聞きしたんですが、

そのほかに新分野というのは具体的にどのようなところに進出されている傾向があるのか。また、それを表彰するという事柄なんですけれど、その基準等を伺いたと思います。

【美馬委員長】

新分野というのはどういうところを想定しているのか。

【土木部次長（企画技術担当）】

いろいろな分野がありますが、特に農業関係が多いのかなと思います。次に福祉だと思いますが、いろいろ模索している会社がありますが、今、現状では農業関係が一番多いように見受けられております。

【美馬委員長】

もう1つ優良企業への表彰というのはどういうものですか。

【建設産業室長】

今年度、新しくこの制度ができておまして、既に建設業が厳しい環境にあるということで、地域におきましての雇用とか、そういうものに取り組んでいる企業を新たに認証して加点対象にしていきたい、いろんな業種に新たに取り組んで企業の基盤を強化しているところを評価していきたいと考えております。さらに、そういった中身を積極的に行いまして、それらが評価できるような会社については、新たに表彰も含めて制度化して支援していきたいということでございます。現在要綱が定まりまして、来たる6月5日に郡山の方でこれらの表彰制度の中身等について、県内の建設業者に対して説明会を開催する予定としております。

【美馬委員長】

どうもありがとうございました。

森岡さん、よろしゅうございますか。

【森岡委員】

はい。

【藤田委員】

私の方から質問をお願いいたします。

4ページの「工事施工能力」の中で、「下請発注比率」というのがございます。これについてですが、中小企業診断協会福島支部が昨年度建設工事コスト調査をいたしましたところ、福島県の場合、外注費比率が高く、平均51.4%となっております。福島県の場合は際だっていると言いますか、全国平均ですと約40%程度でした。福島県の建設業の特質と言え、裾野が広くて下請を使って広く地域に貢献するというのが建設業であるという風に私たちは捉えたのですが、具体的な評価はどのような取組みなのでしょうか。

【美馬委員長】

下請の状況というのは、福島では、比率が高いと。かえってこれが地域の中小にはメリットがあるかもしれないと。そういうものも含めまして、これはどういう扱いにするのかという質問ですが、いかがですか。

【入札監理課長】

現在のやり方につきましては、例えば、下請発注比率が51%から60%であれば、マイナス4点と、61%から70%ですとマイナス8点ということで順次減点を大きくしているところでございますが、先ほど経営事項審査の改正のところでも説明しましたが、3ページのところでございますが、この中で、真ん中の技術力のところで、「新たに元請完工高を評価項目に追加」ということもありまして、やはり元請としてやったという実績、そういう能力を評価していくべきではないかという考えに基づいてやっているところでございます。

【美馬委員長】

中央はそれでいいかもしれないけれど、地方にとってみれば下請という形で地元の中小が恩恵を被るという面もあるかもしれないという気がいたしますが、中央の経営事項審査については、元請の完工高というのが重視されていると。その流れに沿っているという説明でございました。

藤田さん、よろしゅうございますか。

【藤田委員】

元請完工高重視といいますが、実際にはゼネコン方式などをみますと、受注案件の監理を重点に行い、仕事をやるのは地元の協力会社が多いのではないかと考えております。

もう1つ、注目する点があります。下請発注の場合も収益性の点でも評価されておりますが、今の財務状況はかなり厳しい状況にあると思います。

【美馬委員長】

収益性というのが重要になってきていると。藤田さんの意見としては、どういうことですか。

【藤田委員】

収益性を重視して評価されますが、建設業界における最近の決算数値からは、収益性の高い企業が少ないのではないかと危惧しております。

【美馬委員長】

現状では、収益性を重視されるとかえってきつい話も出てくると。まあ、いろいろここは意見が分かれるところで、収益が良くなければ公共工事の手抜きとかそういう心配も出てきますので、どこら辺でバランスを取るかというのは、重要かもしれません。

藤田さん、よろしゅうございますかね。

【藤田委員】

はい。

【美馬委員長】

ほかに意見ございますか。

【杉山委員】

先ほどISOのところで申し忘れましたのでお願いしておきますけれど、ここではISO認証取得の有無となっておりますから良いんですけど、今重要視されているのが22000番、ISOの22000とって食品関係ですね。それはハセップと一緒に食品衛生法も含めたことを努力しないと認証取得できない。例えば、食品工場とかそういった工場をやる時に、そういった資格、ノウハウをちゃんと理解して、人命に関わることなんで。そういったことをかなり重要視していますんで、そういったものを含めて、例えば医療器具であれば13485とか、そういったISOの認証をしたものをすべて含むのかその辺も良く検討していただきたい。

【美馬委員長】

ISOの問題は広がりを持っているので、広がりを含めて検討していただきたいということでございました。御検討いただきたいと思います。

ほかに御意見ございますか。

(特になし)

よろしゅうございますか。それでは、2番目を終わりにして、3番目の「現場代理人の常駐義務の緩和措置について」ということです。御説明をいただきたいと思います。

【入札監理課長】

(資料3により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。

主任技術者の専任等については、建設業法で決められておりますので、これは従来どおりと。現場代理人については、県の管轄ということですね。

【入札監理課長】

はい。

【美馬委員長】

これについて、緩和をしたいと。そして、その条件は(1)と(2)があるということでした。そして、それを試行的にやってみたいというのが県の報告でしたが、御質問等ございましたらいただきたいと思います。

【岩淵委員】

お聞きしますけれど、工事箇所が近傍で同一土木事務所管内ということですが、これでは広いような狭いような気もするんですが、その辺はどの程度のことを要件として考えられているのか。具体的に、同一土木事務所管内で認める工事と認めない工事をどういう風に考えてらっしゃるのか。その辺の基準があるのかお聞きしたいのと、次の予定価格500万円未満の場合で、他の工事の契約金額が1000万円以上の場合でも認める場合もあるということですが、他の工事の1000万円以上というのは上限をどの辺まで考えてらっしゃるのか、この辺もお聞

きしたい。

【美馬委員長】

質問は2点ございまして、工事箇所が近傍であると言った時の近傍をどの範囲にするのか基準があればということ、工事金額1000万円以上といった場合の認める基準は明確にされているのかどうか。

【岩渕委員】

すみません。もう1点。

「不備が生じた場合は、直ちに承認を取り消し、新たに現場代理人を配置させることとする」とあるんですけれども、その現場代理人がいなかった場合はどうするのか、具体的にそういう問題が生じてその対象企業が配置できないとなった時はどうするのかお聞きしたい。

【美馬委員長】

違反した場合に、置けないとなった時は契約を取り消すんですかと。そういうことを含めてどう考えているんですかということです。3点、よろしゅうございますか。

【入札監理課長】

まず、2番目の1000万円以上の上限があるのかということですが、これは上限がございません。

あと、1番目ですが、同一土木事務所管内ということで、まず、具体的な基準というものは、これは発注機関の方に任せております。と言いますのは、ここに書いてありますが、工事の内容によっては、やはり、それぞれ常駐させないとダメだというようなことも事務所で判断の対象となりますので、例えば、管内であれば同一土木事務所でも端と端にあって車で移動しても大分掛かるというような場合は、対象外となる可能性は高いのかなと思います。時間的な移動までの時間、それも判断の対象となると思います。

あと、3番目ですが、ほかの代理人がないということであれば、代理人はそもそも代表者の代わりとして現場代理人をやっておるわけでございますので、ほかにいない場合は代表者にやってもらうということになるかと思えます。

【美馬委員長】

岩渕さん、いかがですか。

【岩渕委員】

ちょっと、考えさせてください。

【美馬委員長】

ほかに質問ございませんか。

【羽田委員】

県の規制緩和ということなんですけれども、このことによって、現場常駐の責任者はいないということなんですけれども、労災事故が起きた場合、これは国の認定ですよ、そこの兼ね合いはどうなっているのか。それは心配ないということなのか。それは確認しているのかどうか。そこをお聞きしたいと思えます。

【美馬委員長】

労災の場合の対応なんです、それは大丈夫なのかという質問ですが、いかがですか。

【入札監理課長】

工事現場が近接していて、掛け持ちをして、行ったり来たりということですので、ずっと片方にいるというわけではございませんので、そこは行ったり来たりで両方見るという考えでございます。

【羽田委員】

それは県の考えであって、適用するところにきちっと確認したのかということを知りたいということです。

県はそれで良いだろうと。そういうことなんですけれども、実際労災事故があった時に、労災認定するのは県じゃないでしょ。私が聞きたいのは、そこに確認したのかどうかということです。

【美馬委員長】

労災が起きた時に、県の意向としてはわかるけれども、それでちゃんと労災事故が認定できるのかどうかというのは別問題じゃないかと。その確認がきちっとできてるかどうかという質問

ですがいかがですか。

羽田さん、これはどこが所轄するんですか。

【羽田委員】

労働基準監督署です。

【美馬委員長】

国ですか。

【羽田委員】

そうです。

【美馬委員長】

ということは、国と一定の話がついてないと対応できないのではないかということですね。

【入札監理課長】

労働基準監督署なりとの具体的な詰めはしていないわけですが、ただ、ほかの自治体においてもこのような取扱い、常駐義務の緩和をしているところがございますので、その点は確認はしてみますが、ほかの自治体がやっているところがあるということからすれば、特段問題は無いのかなと考えております。

【美馬委員長】

前例があるということだけではカタがつかないかなと。きちんとやっぱり了解は取っておく必要はあるんじゃないのかなということだと思います。

【入札監理課主幹兼副課長】

あと、県がこれまでに発注している工事の中におきましても、現場が1つの現場と言いつつも、物理的に複数に配置されている工事を1つとして発注している例もございまして、そういう場合におきましても、現場代理人は1名を配置させていただいております。ただ、それは、物理的に離れている複数の現場を1つの工事現場として発注しているということでございますので、それぞれの現場は確かに離れておりますが、現場代理人は敷地内に必ずしも24時間いるわけではありませんが、配置はされていると。今回の措置につきましても、複数の現場を、県としては1つの現場として発注したものとみなしますよと。そういう風に契約しますという扱いをするものでございますので、そういう意味におきましては、現場代理人は、その現場には配置されていると考えることができると思います。

【美馬委員長】

今のような処置ですけれども、どうですか。

【羽田委員】

そうすると、万が一労災事故があったと。しかし国がちょっと厳しくなった時に、県はきちんと発注者責任として、企業側の方に立って、国と対応する考えであると認識してよろしいですか。事故を起こしたのは、あくまでも請け負った業者の責任であるという認定で県はタッチしないのか。それだけお聞かせ願いたいと思います。

【美馬委員長】

事故の責任体制が執れますかと。

【入札監理課長】

この点については、確認して御説明したいと思います。

【美馬委員長】

羽田さん、それでよろしゅうございますか。

【羽田委員】

はい。

【美馬委員長】

ありがとうございました。

ほかにご覧いただけますか。

【北川委員】

現場代理人、技術者の不足から緩和を考慮されるんだと思うんですけど、実際、現場代理人は、有資格者なんですか、どの程度の資格者が多いのかということをお聞かせ願いたいというのと、複数の現場ということなんですが、これは2箇所なんですか。それとももっと多く3箇所

所以上ということもあり得るのでしょうか。その点をお願いします。

【美馬委員長】

2点でございます。よろしゅうございますか。

【入札監理課長】

まず、場所につきましては、原則2箇所と想定しております。

あと、1つ目の現場代理人の資格につきましては、特に問われておりません。ただ、先ほど御説明しましたが、現実的には技術者が現場代理人を兼ねている場合がほとんどだという実態でございます。

【美馬委員長】

北川さん、よろしゅうございますか。

【北川委員】

福島県は技術者不足という風に考えていいのでしょうか。そう結論は出せませんか。

【美馬委員長】

必ずしも技術者不足ということでもないんですか。

【土木部次長（企画技術担当）】

先ほどの説明にもありましたが、低額な事業については、収益性、利益性から取らないような傾向にあります。現状では、技術者が不足しているという話は聞いておりません。

【美馬委員長】

北川さん、よろしゅうございますか。

【北川委員】

はい。

【杉山委員】

私からのお願いは、現場代理人に技術者の資格はないと言ったんですけれど、例えば、2箇所にもたがる場合には、資格、例えば、土木施工管理技士の2級を取得した者なら兼ねられるとか、そういったことをやはり条項として盛り込んでほしいです。品質を確保するために、現場代理人がいらないということは、それを認めることです。顧客が満足する製品を作るはずなのに、現場代理人が監督しないということは、ちょっとその辺が触れるんですね。ですから、よく考えていただきたい。1日1回は必ずそこに行くとか、そういったことを含めて、細かいことを言っただけなんですけれど、その辺の内容については、私はよくわかりませんが、ただ、この問題は、先ほど羽田委員からも出ましたけれど、いろいろと複雑なことが絡んでくるんです。1個だけじゃないんです。ですから、是非、この辺は法律を含めて検討していただきたいと思います。

【美馬委員長】

はい。今の話は、誰でも良いというわけにはいかないと。一定の基準が必要ではないんですかという意見だったと思うんですが。

【入札監理課長】

あくまでも技術的な面につきましては、主任技術者なり監理技術者、そちらが対応すべき役割があるわけですから、技術者と現場代理人の役割はそもそも別でございますので、現場代理人については、工事の運営監理とか、その他の事故があった場合の対応とか、そういう役割でございますので、現場代理人自体については資格等はない。工事の技術とか、そういう面については、技術者の方の役割だということでございます。

【美馬委員長】

杉山さん、何かありますか。

【杉山委員】

現場にいるのは、技術的に知らなくても良い、それを現場代理人というのは私から言ったらとんでもない話ですよ。現場の製品を作っているのは現場なんです。監理技術者とかなんかじゃないんですよ。現場の製品を作っているのは現場なんです。下請を含めて。だから、現場代理人が監督しているわけです。ですから、そこにいなければ、製品は良くならないということです。ですから、工事の検査というのは、一定の期間でやりますけれど、毎日、現場代理人が検査しているわけです。製品というのは、ですから、その辺も含めて、良く検討していただきたい。

【小川委員】

手元に建設業法の逐条解説（「逐条解説 建設業法」著者：山口康夫 発行者：新日本法規出版）を持ってきておまして、ここに現場代理人の説明が載っておりますので読んでみます。「現場代理人とは、請負人の代理人として、工事現場の運営・取締りなど、工事の施工に関する一切の事務を処理する者をいいます。通常、工事現場に常駐することとされています。」それで一切の事務とは何を言うかというのは、「工事現場の保安・火災予防・風紀衛生等とともに、契約上の権利・義務に関する事項も含まれます。」ということで、技術者については、別途専任技術者なり主任技術者がおりますので、技術的な面とは別な役割の人だということを御理解いただきたいと思います。それと、たまたま現場代理人と技術者が兼ねられるということになっているというだけのことなので、そこを整理して考えないとうとうでも議論が混乱すると思いました。

それから、私の意見としましては、現場代理人の緩和は、そういう意味でいうと良いと思うんですけど、1つ心配なのは、災害復旧工事等に関しては、先ほど羽田さんもおっしゃっていたように危険性が高いとかいろんな問題があるものなので、そういうものについては、この緩和から外すというようなこともどっかに入っていた方が安心ではないかなというような気がしました。

【美馬委員長】

今のお話は、現場代理人の本来の任務というものを踏まえた上で、主任技術者と一緒になって品質の確保ということが多分大事になるでしょうということです。あと、もう1点は、特に危険なような場合には、この緩和措置から除くというように一律に緩和することにはならないのではないかという意見だったと思います。いかがですか。

【入札監理課長】

資料の中程にもありますが、工事内容等によっては認められない場合があるということで、小川委員がおっしゃられたようなことの場合も想定しております。発注者が判断していくこととございます。

【美馬委員長】

ありがとうございます。

小川さん、よろしゅうございますか。

【小川委員】

はい。

【美馬委員長】

杉山さん、よろしゅうございますか。

【杉山委員】

はい。

【美馬委員長】

ほかにありませんか。

【田崎委員】

ちょっと私の頭の整理ができていないので、お聞きしたいんですが、原則2箇所までということと、それから緩和を行う際の対象となる工事の価格、先ほど岩渕先生が質問されたところなんですけど、いずれも1000万円未満であるというのと、2箇所まで2000万円なのかなというのがあったんですが、それでも、片方が500万円未満であれば上限はないよという話なので、そこら辺がちょっとはつきり分けとつか、説明をしていただきたいなと思います。

【美馬委員長】

今の話では、金額の問題として、2つ足して2000万円なのか、一方500万円以下だったら、もう一方は上限なしなのか、そこら辺について一定の基準がありますかということです。

【入札監理課長】

まず、いずれも1000万円未満というのは、Aという工事1000万円未満、近くのBという工事1000万円未満というのが原則でございます。このただし書きのところなんですけど、500万円未満という特に少額な工事であれば、もう一方の方の工事が仮に1000万円以上であっても、500万円の工事が極めて少額なので、そういう場合は、認める場合があるということとでございます。

【美馬委員長】

認める場合があるということですね。

【田崎委員】

それにしても上限がないというのが、いまいち納得できないというか、もう少し説明がほしいと思います。

【美馬委員長】

今の話ですと、500万円未満のやつは軽視されることになるのではないかと。ほとんど1000万円以上の大きなところに常駐して、500万円未満のところにはほとんどいないという状況が生まれて困るのではないですか。

【入札監理課長】

それで、結局のところは、要するに発注機関が問題ないと認めるというのが前提にありますので、例えば、委員おっしゃられるように、片方の工事がすごく金額が大きくて、そちらにずっと現場代理人が常駐してやっていかなければダメだということであれば、もちろん認められなくなりますので、そういう風に考えております。

【美馬委員長】

そういうことのないようにという形で対処したいと。

ほかに意見ございますか。

【岩渕委員】

結局よくわからないのは、発注機関はどういう基準でこれを決めるんですかというの、何か曖昧で、それぞれの具体的工事で、これは良いんだ、悪いんだというのを発注機関が具体的に決めるんでしょうけれども、結局それは発注機関の裁量に任されることになるんですか。それが何か納得できないというか、よくわからないというか、それで良いんですかという疑問なんだろうんです。

【美馬委員長】

どうですか。

【入札監理課長】

あくまでもそれぞれ1000円未満というのが原則なんです。そこが基本でございますので、最終的には発注者の判断ということで、今、岩渕委員がおっしゃられたとおり、具体的な基準は決めておりませんが、そこは発注機関の判断に任せているということと、原則はいずれも1000万円未満でやっていきますと。試行ということなので、やってみて、状況を見て判断していきたいということでございます。

【美馬委員長】

今の話は、基本的な基準については、両方とも1000万円未満と。これをベースにして基本原則を考えたいと。それ以外のところについては、恣意性が入るというか、発注者の意向が入る場合があると。完全にとはいかないんですが、原則は両方1000万円未満を前提にするということでした。

ほかに御意見ございますか。

これも試行ということで、やってみて問題が出れば変えていかなければならないのかもしれませんが、こういう意見がいろいろ出ましたので、そういう意見を踏まえて検討いただきたいと思います。

【安齋委員】

2つばかり質問します。

条件中の「両工事の発注者が同一であること」とは、例えば土木と土木という意味ですか。土木と農林ではダメという意味ですね。

【入札監理課長】

そうです。

【安齋委員】

2つ目、適用開始が5月1日で1か月経っていますけれども、何件ぐらい実施されているんでしょう。

【入札監理課長】

まだやっておりません。

【美馬委員長】

まだだということです。

よろしゅうございますか。

【安齋委員】

はい。

【美馬委員長】

ほかに御意見、御質問ございますか。

(特になし)

よろしゅうございますか。

それでは、報告事項の3番目を終わりました、次、「各委員の意見交換」ということに移りたいと思います。委員の皆様で、この場で意見交換をしたいという議題がありましたら、御提案いただきたいと思います。

【杉山委員】

意見交換ではないんですけど、県側に確認したいんですけど、国交省が資材の値上がりによる単品スライド条項をやるようになりましてね。それで、地方自治体に広がる可能性があるということなんですけれど、県として考えがありましたらお願いします。

【美馬委員長】

資材の値上がり等に対する対応を考えているかどうかということですが。

【土木部次長（企画技術担当）】

こういう急騰は私どもも以前第二次オイルショックの時以来でありまして、やはり、今、設計中、あるいは公告中であっても、特にマスコミでも流れておりますとおり、鋼材の値上がりが最も厳しい状況ではないでしょうか。ですから、建築ですとか、橋梁とか、先ほど話がありましたけれど、何らかの対応が必要だと思っております。今、考えていますのは、いわゆる単品スライドが施工者にとって一番良いのかなというようなことで、いろいろ検討しております。何分にも私どもとしては、補助事業が多いということで、国土交通省に毎日電話で確認しておりますが、今検討中で間もなく発表できるということでありますので、国土交通省の結果が決まれば、私どもとしてもそのような対を執るよう現在検討中でございます。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。

【杉山委員】

はい。

【美馬委員長】

ほかに意見交換したい議題ございますか。

【小川委員】

これから、新しい入札の資格審査で新しいランク付けがされるんですけども、4、5月にかけて、特に5月くらいから連日のように、県内各地の建設業者の倒産あるいは民事再生が新聞に載っております、もっと小さいところもたくさん倒産しておりますので、そういう状況の中身を見てみますと、やはり、そもそも経営内容が非常に悪い。経営事項審査の、先ほどありました中の、Yという財務状況の点数が700点平均のところ、最近倒産した事業所は、300点、200点、100点台というところがほとんどです。そうしますと、県の方の点数は、どうしても総合点数で計算すると、例えば、Yの点数が悪くても、過去の工事内容が確かに良い仕事をしていんだと思いますけれども、そういうもので良かったりすると、総合点数が良くなってAランクになったりすることもありまして、過去にもAランクの業者さんが、倒産したりしているところがあるんですけど、今後、総合点数は良いのかもしれないけれども、経営内容、今度の改正で、私も何件かシュミレーションしてみましたけれど、今度の改正の内容から言いますと、借入金のある程度多いところ、それから有利子負債の多いところ、それから利益の少ないところは、極端に点数が下がるようになってます。それから元請比率の低いところ、それと技術者が1人で2つの資格しか選べないとか、いろいろな制約が今度付いておりますので、特に財務状況等については、倒産しやすいところはより明確に出るような設計になっている関係から、かなり点数が悪くなる場所があるかと思えます。そういった業者さんたちが、工事を無理無理安い金額で落

札をする。叩き合いをして取った結果、それが下請にみんなあおりがいつている。現実的にそうなんですね。今、私たちのお客さんの中で、孫請けぐらいのクラスの人がいるんですが、本当にあおりを食って身動きが取れなくなって蒸発してしまつたと。それに関わるそのまた下請の人たちがもうどうしようもないという状況が、現実には福島市内でも起きておりますので、やはりそういう財務状況の良くない会社をどういう風に良くしていくかというような、建設業者さんに対するいろんな改善措置といいますか、改善するような指導だとかアドバイス、そういったことをしていないと、これからますます大変な会社が増えていった中で、財務状況の好ましくないところが工事を取った結果、そういう風になっていくということをなんとか避けるような努力を、県の方でも建設業審議会の方で是非がんばってやっていただければと思います。

【美馬委員長】

今のお話は、1つは、新しく参加者名簿を作る時に、急激に経営状況が悪くなつているとき、この状況をランク付けにきちっと把握できるのかどうか。過去の業績が良いのでランク付けが結果として上がつていて、その受注したところが倒産するということになったら大変ですよ。そういう意味で、この急減な財務状況の悪化、これを考えてランク付けもする必要があると。もう一方では、そういう倒産の危険があるのをどういう風にして再生できるのか、支援できるのかということも両面で必要ではないかという意見だつたと思います。両方やるのはなかなか難しいかなという気はいたしますが、課題としてはそういう課題があるということでございます。小川さん、よろしゅうございますか。

【小川委員】

はい。

【美馬委員長】

ほかに意見交換しておきたい内容はございますか。

(特になし)

よろしゅうございますか。

それでは、その他の事項ですが、その他の事項について、委員の方々何かございますか。

(特になし)

よろしゅうございますか。

じゃあ、事務局、その他の事項で何かありますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

まず、先ほど杉山委員から御質問いただいておりました、Bランク1件で95.53%で落札した案件の中身でございますが、いわき地方におきます、警察本部が発注した大型の道路標識工事でございます。入札につきましては、条件付一般競争入札で、AランクBランクを対象に隣接3管内という条件で行つたところ、3者の応札がございまして、95.53%という落札率で落札があつたという案件でございます。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。

【杉山委員】

はい。

【入札監理課主幹兼副課長】

続きまして、お願いがございまして、委員を2名新しくお迎えしたわけですが、2名の委員につきまして、部会の所属がまだ定まつておりませんで、再苦情調査部会、それから談合等調査部会、それぞれに1名の欠員ということになってございます。この委員会の運営規程の第3条第2項に基づきまして、新委員の所属部会につきましては、委員長から御指名をいただきたいと思つたのでよろしくお願ひいたします。

【美馬委員長】

それでは、藤田委員を再苦情調査部会、私を談合等調査部会にしたいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

それでは、新委員の部会所属は、そのようにさせていただきたいと思つた。

そのほか、事務局何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回の委員会の日程につきまして御連絡がございます。既に御案内をさせていただいておりますけれど、7月16日水曜日、午後1時30分から県庁西庁舎の12階の講堂で予定しております。この日程調整につきましては、既にいただいていたそれぞれの委員の皆さんの日程から、できるだけ多くの委員の方々が出席できる日ということで調整をさせていただいたところございまして、御出席できない委員の方には大変恐縮でございますが、御了承いただければと考えております。なお、予定している議題につきましては、前回テーマを設定していただきました抽出案件について御審議をいただきたいと予定しております。テーマは前回決定したとおり、新たな方式での最低制限価格を設定した案件ということでございます。よろしくお願いいたします。

【美馬委員長】

それでは委員の皆さん、7月16日よろしくお願いいたします。

今日予定していた議題は滞りなく終わりました。どうもありがとうございました。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは、以上をもちまして、第11回福島県入札制度等監視委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。